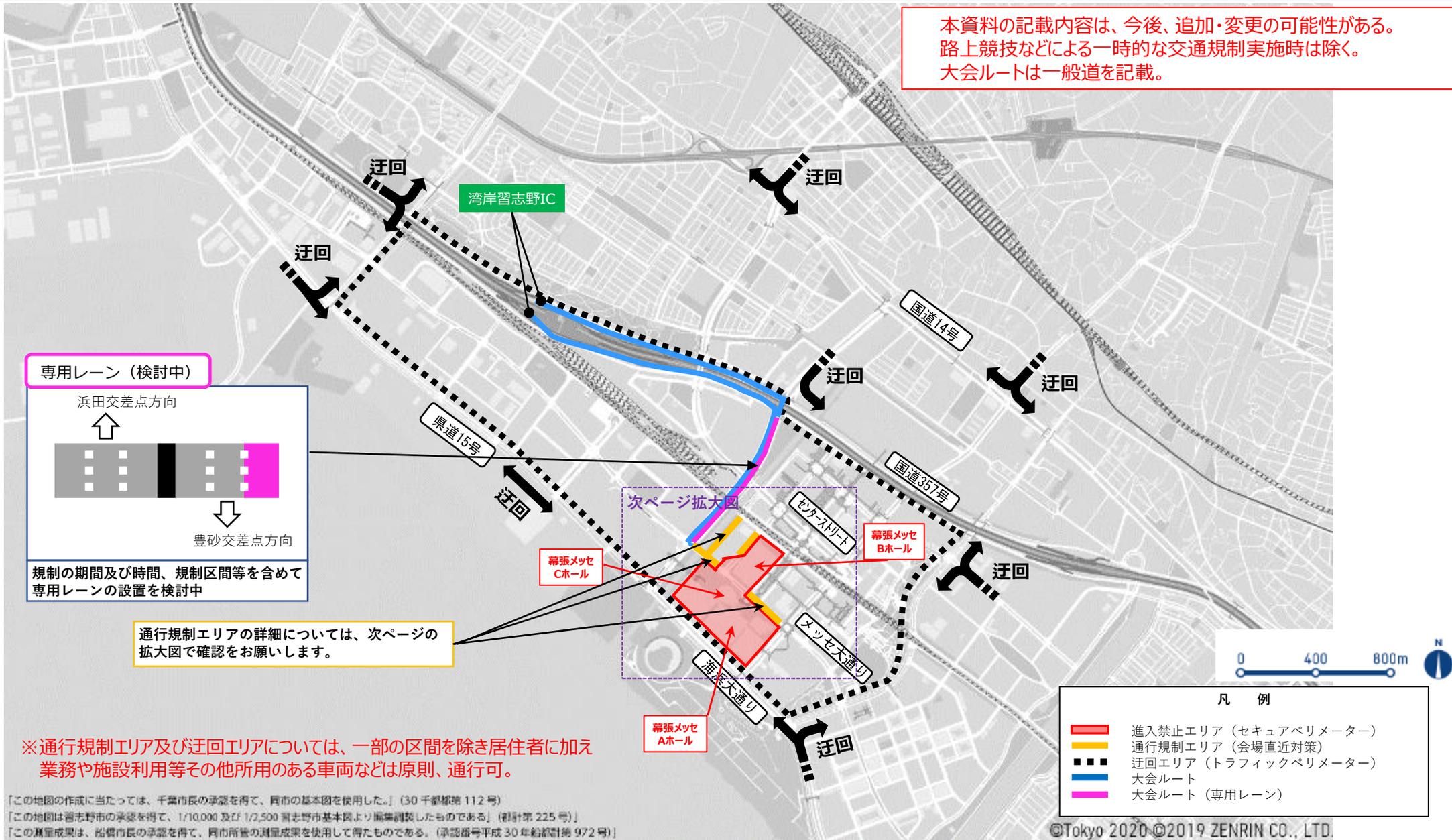


①進入禁止エリア②通行規制エリア③迂回エリア（トラフィックペリメーター）④専用レーン

本資料の記載内容は、今後、追加・変更の可能性がある。  
路上競技などによる一時的な交通規制実施時は除く。  
大会ルートは一般道を記載。



**専用レーン（検討中）**

↑ 浜田交差点方向

↓ 豊砂交差点方向

規制の期間及び時間、規制区間等を含めて専用レーンの設置を検討中

通行規制エリアの詳細については、次ページの拡大図で確認をお願いします。

※通行規制エリア及び迂回エリアについては、一部の区間を除き居住者に加え業務や施設利用等その他所用のある車両などは原則、通行可。

「この地図の作成に当たっては、千葉市長の承認を得て、同市の基本図を使用した。」(30千部都第112号)  
 「この地図は習志野市の承認を得て、1/10,000及び1/2,500習志野市基本図より編集調整したものである。」(計第225号)  
 「この測量成果は、船橋市長の承認を得て、同市所管の測量成果を使用して得たものである。」(承認番号平成30年船都計第972号)

- 凡 例
- 進入禁止エリア（セキュアペリメーター）
  - 通行規制エリア（会場直近対策）
  - 迂回エリア（トラフィックペリメーター）
  - 大会ルート
  - 大会ルート（専用レーン）

## ①進入禁止エリア②通行規制エリア

### 凡 例

- 進入禁止エリア (セキュアペリメーター)
- 通行規制エリア (会場直近対策)
- 迂回エリア (トラフィックペリメーター)
- 大会ルート
- 大会ルート (専用レーン)
- 進入禁止エリア内の規制内容
- 通行規制エリア内の規制内容

### 千葉市道中瀬7号線 (浜田川通り)

規制期間：2020年7月中旬～9月上旬  
 規制内容：大会関係車両以外は通り抜け通行禁止 (車道両側)  
 規制時間：終日規制  
 ※ 南側歩道の運用について検討中

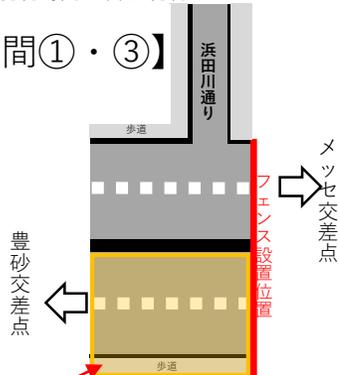
### 千葉市道打瀬豊砂線 (メッセ大通り) ※大会関連工事期間を含む

【期間①】  
 規制期間：2020年7月上旬～7月中旬  
 規制内容：大会関係車両以外通行禁止 (車道片側)  
 通行禁止 (南側歩道)  
 規制時間：終日規制

【期間②】  
 規制期間：2020年7月中旬～9月上旬  
 規制内容：大会関係車両以外通行禁止 (車道両側)  
 通行禁止 (南側歩道)  
 規制時間：終日規制

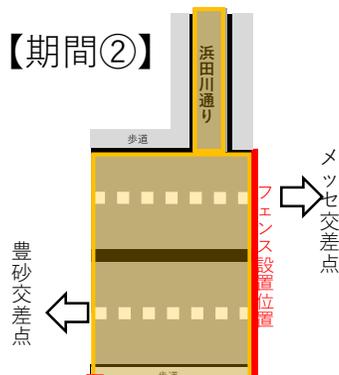
【期間③】  
 規制期間：2020年9月上旬～9月中旬  
 規制内容：大会関係車両以外通行禁止 (車道片側)  
 通行禁止 (南側歩道)  
 規制時間：終日規制

### 【期間①・③】



※ 南側歩道部は行き止まりになります。

### 【期間②】



※ 南側歩道部は行き止まりになります。

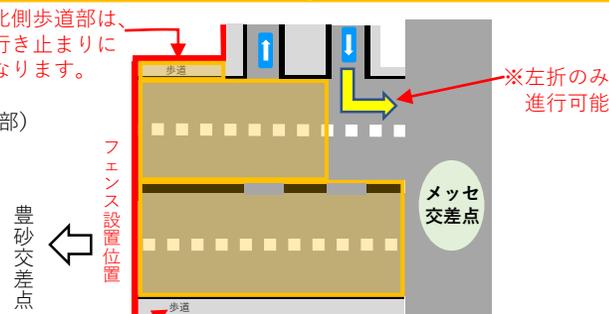
### 千葉市道打瀬豊砂線 (メッセ大通り)

規制期間：2020年7月上旬～9月中旬  
 (大会関連工事期間を含む)  
 規制内容：会場内のため通行不可 (車道両側・歩道両側)  
 規制時間：終日規制

### 千葉市道打瀬豊砂線 (メッセ大通り)

規制期間：2020年7月上旬～9月中旬  
 (大会関連工事期間を含む)  
 規制内容：大会関係車両以外通行禁止  
 (南側車道・歩道及び北側車道・歩道の一部)  
 規制時間：終日規制

※ 北側歩道部は、  
行き止まりに  
なります。

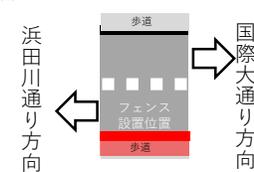


※ 南側歩道について、  
会場に入場する方以外は行き止まりになります。

本資料の記載内容は、今後、追加・変更の可能性がある。  
 路上競技などによる一時的な交通規制実施時は除く。  
 大会ルートは一般道を記載。

### 千葉市道中瀬9号線

期間：2020年5月上旬～9月中旬  
 (大会関連工事期間を含む)  
 内容：会場内のため通行不可 (南側歩道)  
 時間：終日



### 千葉市道中瀬線 (ビジネス通り)

規制期間：2020年4月下旬～9月中旬  
 (大会関連工事期間を含む)  
 規制内容：通過交通は通行禁止 (車道両側)  
 規制時間：終日規制  
 ※ Bホール側歩道の運用について検討中

### 千葉市道中瀬線 (ビジネス通り)

期間：2020年4月下旬～9月中旬  
 (大会関連工事期間を含む)  
 内容：会場内のため通行不可 (車道両側・歩道両側)  
 時間：終日

### 千葉市道中瀬6号線 (パークモール)

会場直近対策  
 車道・歩道の運用について検討中

※ 通行規制エリア及び迂回エリアは、一部の区間を除き居住者に加え  
 業務や施設利用等その他所用のある車両などは原則、通行可。